

健生食輸発0213第1号
令和8年2月13日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産エゴマのインドキサカルブ及び中国産未成熟えんどうのシロマジン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和8年2月10日付け健生食輸発0210第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産エゴマからインドキサカルブ及び中国産未成熟えんどうからシロマジンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、韓国産エゴマのインドキサカルブについては行政検査、中国産未成熟えんどうのシロマジンについては自主検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

1. 別添1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		インドキサカルブ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるインドキサカルブが検出されるおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		シロマジン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシロマジンが検出されるおそれがあるため。

を追加する。